

## ■ 臨時災害放送局の開設支援に係る無線従事者派遣協力協定

災害時に、臨時災害放送局の開設者（無線局免許人）となる地方公共団体と調整を行い、必要に応じて、一般社団法人日本アマチュア無線連盟北陸地方本部から当該地方公共団体に無線従事者を派遣していただく体制を構築するための派遣協力協定です。

災害時において臨時災害放送局の開設を希望する地方公共団体が円滑に無線従事者を確保することが可能となります。

北陸総合通信局 報道発表（2020年2月4日）

[「臨時災害放送局の開設支援体制の構築](#)

[～一般社団法人日本アマチュア無線連盟北陸地方本部との間で無線従事者の派遣協力に関する連携協定を締結～](#)」